《概観》

キャッシュレス取引裁判例の動向（第6期。令和4年10月～令和6年12月）

山本　豊
京都大学名誉教授

今期（第6期）の「裁判例の動向」欄では、令和4年10月から令和6年12月の間に現れたキャッシュレス取引裁判例の中から興味を惹いたものを概観する。加えて、前期の補遺として、令和4年3月から同年9月の間に言い渡された裁判例3件（後出⑭判決・⑳判決・㉔判決）も取り上げる。なお、本稿では、従前の期の「裁判例の動向」で取り上げた裁判例や従前の期の個別判例研究（第1期は本誌9号、第2期は本誌10号、第3期は本誌11号、第4期は本誌12号、第5期は本誌13号に各掲載）に言及する場合、簡略に「第○期○判決」、「第○期個別判例研究□〔著者名〕」のように示すこととする。

Ⅰ．はじめに

今期の「動向」として取り上げる裁判例を、キャッシュレス取引の種類別等で見ると、クレジットカード9件（クレジットカード決済代行契約に関するものを含む）、個別クレジット10件、リース2件、デビットカード2件、ポイント1件、ギフト券2件、信用情報1件となっている（同一事案の審級を異にする判決は、それぞれをカウントした数値である）。リースに関する裁判例は、個別クレジットに関する判決と同様の論点を取り扱っているため、取り上げることにした。また、信用情報に関する裁判例は、キャッシングの事案を扱うものであるが、クレジット取引でも同様の論点が問題となることから、検討の対象としたものである。

これらの判決は、全て下級審判決であり、民集登載の最高裁判決のような目立つ判決は含まれていないものの、丁寧に見ていけば、実務・理論の両面から興味のもたれる裁判例が現れており、①従来の類例にはない、独自の特徴を見出しうる判決、②初出というわけではないが、従来からの裁判例の流れの中に位置づける等の作業が有益と考えられる判決という基準に照らし、9件の判決を個別判例研究の対象判決としてピックアップした。

事案や判決の内容面における今期の特色としては、まず、クレジットカードの会員によりカードが不正利用されたと主張される紛争を扱う裁判例が多数（6件）現れていることが挙げられる。暗証番号取引の事案もそうでない事案もある。「カードが不正利用されたと主張される紛争」という、持って回った表現をしたのは、それらの多くの判決では、結論として、不正利用の事実自体が認定できないとされているからである。この種の紛争は少なくないと思われ、同種事例の判断に参考になる裁判例が集積されていく様子を見て取ることができる。また、そのような判断を導く過程

において、カード会員規約の規定内容や構造を踏まえての要件事実的整理や規定内容を支える思想に関し比較的詳細な説示を行う裁判例もあり、興味を惹かれるところである。また、前記6件の裁判例中、5件は、クレジットカード発行会社とカード会員間の紛争に関するものである一方、カード会員が加盟店に対し不当利得返還請求や損害賠償請求をしたという比較的珍しい内容の紛争を扱う裁判例が1件現れており、しかも、後者の損害賠償請求の中では、クレジット取引セキュリティ対策協議会のセキュリティ・ガイドラインが民事の損害賠償の場面で有すべき意義という論点が提起されていて、注目されるところである。

次に、クレジットカードに関して、カード会員が、アクワイアラーやクレジットカード決済代行会社の不法行為責任を問う事例が2件現れている（1件は責任肯定例、1件は責任否定例）ことも、今期の特色である。

また、個別クレジットに関しては、前期に引き続き、スポーツ施設運営会社からゴルフスイングの解析ソフトを購入したゴルフ関連事業者とクレジット会社との紛争に関する裁判例が多数現れている（リースに関するものも含む）。前期に取り上げた裁判例では、全て購入者であるゴルフ関連事業者の敗訴となっていたところ、今期もその基調は変わらないものの、中には、購入者への請求を部分的に減額したものも見られる。ゴルフ関連事業者の請求が基調として容れられないのは、どのような法解釈に基づいているのかということとともに、購入者の請求を部分的に認容した事例が現われているのは、どのような事情によるのかも、気になるところである。

最後に、デビットカードやポイントについて、それぞれ興味深い事案を扱った判決が各1件現れている。裁判例の相対的に乏しい分野における貴重な実務例として注目しておきたい。

Ⅱ．　クレジットカード

1　不正利用

今期は、クレジットカードの不正利用の関係する多様な紛争類型を扱う様々な裁判例が現れている。

この種の紛争の中で最も典型的といえるのは、クレジットカード発行会社がカード会員にカード利用代金を請求したのに対し、カード会員が第三者による無権限利用であると反論して、支払を拒むというタイプのものであり、次に紹介する①②③④の4件の裁判例が、この紛争類型を扱っている。

まず、①東京地判令5・7・4（2023WLJPCA07048006）は、クレジットカード発行会社Xが、援助交際相手に連れられてホストクラブを訪れ飲食等をしたカード会員Yに対し、同クラブでのカード利用代金155万余円等を請求したのに対し、Yが、本件請求はYが注文していない飲食代金等を請求する架空請求である上、本件代金の決済は、ホスト等が、酩酊により前後不覚の状況にあるYの本件カードを無断利用して行ったものであるなどと主張して争った事案に関する。本判決は、本件代金請求が、Yの主張するような架空請求であるとも不正請求であるとも認められないとして、カード会員規約中の、XのYに対する損害填補義務に関する規定の適用を否定し、また、本件請求が権利濫用であるとのYの主張も退けて、Xの請求を認容した。

本判決の判示内容については、2点指摘し

ておきたい。第1に、本判決は、ホストクラブでの飲食代金等のカード決済という、カード利用態様を踏まえて、本件カード利用が無権限者による不正利用とは言えないと判断したものであるが、この判断の前提として、対面の非暗証番号取引（サイン取引）である本件事案における要件事実につき、次のように整理をしている（なお、以下の判示は、非暗証番号取引を前提とした整理であり、暗証番号取引については部分的に別の整理になるものと思われる）。すなわち、カード利用代金をYに請求するXは、請求原因として、当該カードを利用して代金決済が行われたこと及びこれにつきXが立替払の決定を行ったことを主張、立証すれば足り、当該カード利用がYによる真正な利用であることまでを主張、立証する必要はなく、立替金の支払義務を争うYにおいて、抗弁として、（ア）当該カードの使用、保管、管理につき善管注意義務違反がないにもかかわらず不正利用されたことを主張、立証するか、又は（イ）当該カードが紛失、盗難、横領等により第三者に不正利用されたものであること及び会員規約所定の手続を履践したことを主張、立証しなければならないものと解すべきであり、また、（イ）の場合にも、Xにおいて、再抗弁として、Yの故意若しくは重大な過失に起因する損害又は会員規約に違反するカードの使用に起因する損害であることを主張、立証することにより損害填補義務を免れると説示している。第三者による不正利用等の事実はYが抗弁において主張・立証すべきであるとの理解は、従前の裁判例（東京地判平27・8・10判タ1422号287頁など）でも説かれていたところであり、本判決は、裁判実務における、そうした理解の一層の浸透を示す一事例と位置づけることができる。他方、前記（ア）（イ）のような抗弁の整理は、本件会員規約の規定内容や規定構造を前提としてのものではあるものの、従来の議論において必ずしも一般的ではなかったように思われ、本判決を受けて、さらに議論が深められることが期待されるところである。

また、本判決は、以上の説示の前提として、「クレジットカード契約においてカード会社はカード会員の資力リスクを負っており、これによりカード会員も加盟店も利益を得ていることからすると、クレジットカードには不正利用のリスクが内在しているとはいっても……カード会員において不正利用が行われないようにこれを適切に管理する義務を負い、不正利用された場合においてもカード会員と加盟店とで解決するのを原則としつつ、カード会員に不正利用につき落ち度がないような場合においてはこれを救済することとして、不正利用のリスクを分担する方が衡平にかなう」という認識を披歴しており、この点にも注目しておきたい。

第2に、本判決は、Yからの権利濫用の抗弁に対しても丁寧に応接し、同抗弁を退ける理由を詳細に判示しており、この点も、本判決の特色である。すなわち、ここでは、要旨の紹介にとどめざるを得ないが、本判決は、Xは、本件代金請求が必ずしも不正請求等であるとはいえないにもかかわらず、Yの申告に応じてYがホストクラブと交渉等を行って紛議を解決するための期間を猶予し、Yに交渉等に必要な一定の情報も供与したにもかかわらず、Yが自らの落ち度により同期間において紛争解決のために主体的に動かないまま2年以上が経過したものであり、Xにおいて、本件代金請求について詳細を調査する義務

や、その立替払を保留したり、チャージバックを行う義務を負うものでもない（Xの加盟店規約やVJA事務取扱規則〔Visaカード業務に係る事務取扱規則〕によれば、立替払の保留やチャージバックをするか否かは、Xの選択に委ねられている。なお、チャージバック制度の定義や理解については、第3期個別判例研究[2]〔前田〕も参照）ことからすると、本訴請求は権利濫用には当たらないと判示した（→個別判例研究[1]）。

②東京地判令6・7・11（LEX/DB25614992）も対面のサイン取引において、カード会員から不正利用であるとの主張がされた事案を扱うものである。すなわち、本件事案では、会計事務所Xが、Xのクレジットカードが不正利用されたにもかかわらず、クレジットカード発行会社Yがカード決済額223万余円をXの銀行口座から引き落としをしたことがYの債務不履行に当たるとして、Yに対して損害賠償を請求した。これに対して、Xは、Xの代表者Aが加盟店Bによる役務提供等の対価を決済するためにカードが利用されたものであり、決済された時間帯にAは酩酊していて、どのように支払ったかを記憶しておらず、Bの従業員による不正利用であるなどと主張したのであるが、本判決は、AがBの従業員から決済を要求され、酔余の状況下で求められるまま応じた可能性を否定できないとして、Xの主張を退けた（Xの請求棄却）。

③東京地判令6・1・25（2024WLJPCA01258024）の事案では、クレジットカード発行会社Xがカード会員Yに対しカード利用代金155万余円等を請求したのに対し、Yが、自分が昏睡状態（意識を喪失している状態）にある間に第三者がカードを使用したものであり、本件カードの暗証番号を第三者に教えたこともないなどと述べて免責を主張した。本判決は、第三者による不正利用は、会員が抗弁として主張立証すべきものであるところ、本件カードの紛失や盗難により第三者に不正利用されたものであることを認めるに足りない（かえって、本件取引の大半は暗証番号取引であるところ、Yは本件カードの暗証暗号を第三者に教えたことはないと主張していること、本件取引後もYは本件カードの使用を継続し、本件の被害について警察に相談したのみで、被害届を提出していないことなどの事情に照らせば、Y自身が本件カードを使用したものであることが強くうかがわれる）と述べて、Yの抗弁を退け、Xの請求を認容した。

④東京地判令6・7・26（LEX/DB25616241）は、クレジットカード発行会社Xが、カード会員Yに対し、クレジットカード利用代金252万余円等の支払を求めたのに対し、Yが、Xからカードの貸与を受けたことはないし、Y自身がカードを使用したものでもないなどと主張して、これを争い、さらに、Xが、仮に本件カードが第三者によって利用されたとしても、カードの管理について会員として善管注意義務を負うYが利用代金についても支払義務を負う旨の会員規約の条項に基づき、いずれにしろYが代金支払義務を免れるものではないと再反論した（なお、この再反論は、裁判所により、訴えの予備的追加ではなく、選択的請求原因の主張であると整理されている）という事案に関する。本判決は、YがXから本件カードの貸与を受けていたこと、本件カードがY自身又はYの意思の及ぶ第三者により使用されていたことを認め、このことにつきYが善管注意義務を免れるべき事情を

認めるに足りないとして、Yは、少なくとも前記会員規約の条項による支払義務を免れないと判示した（Xの請求認容）。

⑤東京地判令5・1・16（2023WLJPCA01168008）の事案では、クレジットカード発行会社Xが、Yとの間でクレジットカード会員契約及びYと他社との間のクレジットカード会員契約に係る保証委託契約を締結したなどと主張して、Yに対し、クレジットカード利用代金163万余円等の支払を請求した。本判決は、本件カードの利用申込みをインターネットを介して行ったのは、Yの当時の交際相手であるAであって、Yではないと判断したものの、YとAとの生活状況等の事案の事情に鑑み、YがAによるカードの利用申込み及び利用を承諾しており、本件カード会員契約及び本件保証委託契約に基づく債務について少なくとも追認していたと認め、Xの請求を認容した。

以上の①～⑤判決は、クレジットカードの不正利用をめぐる裁判例とは言っても、クレジットカード発行会社とカード会員間で不正利用に当たるか否かが争われたものの、結局は、そもそも不正利用には当たらないとしたもの（⑤判決は、クレジットカードの利用申込みを行い、カードを利用したのは第三者であるが、本人がそれらを承諾ないし追認していたとしたもの）である。実のところ、不正利用に関して訴訟にまで至る事案には、この種のものが多いという印象がある。

これに対し、⑥東京地判令6・7・25（LEX/DB25616673）は、不正利用が認定（ないし前提）された上で、その損失負担をめぐる紛争を扱っているという意味において、正真正銘の不正利用事案といえるものである。しかも、カード会員と加盟店との間の紛争を扱っているという点において、他に見られない特色がある。すなわち、本件事案では、カード会員Xが、第三者によってX名義のクレジットカードが不正利用され、Yが運営するウェブサイト「ひかりTVショッピング」において商品が購入され、代金相当額の損失を被り、Yが同額の利得を得た、さらに、Yがカードの不正利用対策を講じるべき義務を怠ったなどと主張して、不当利得または債務不履行に基づき、9万余円の支払いを求めた。一審判決は、Xの請求を全部認容したが、本判決は、Yには利得が生じているとは言えないとして、Xの不当利得返還請求権の成立を否定し、また、債務不履行に基づく請求も理由がないとして、原判決を取消し、Xの請求を棄却した（→個別判例研究[2]）。

2　決済代行契約

今期は、クレジットカード決済により商品を購入した者が、加盟店契約会社（アクワイアラー）・決済代行会社の不法行為責任を追及した事案に関する判決が、2件登場している。

まず、責任肯定例として、⑦さいたま地判令5・7・12（2023WLJPCA07126001）がある。これは、Xが、A社から仮想通貨の運用に係る欺罔行為を受け、情報商材の代金として10万余円を支払ったことについて、クレジットカード決済代行会社であり総合ASP（アフィリエイト・サービス・プロヴァイダー）サイトの運営業者であるYが、Aとの共同不法行為又はAに対する幇助を行ったなどと主張して、Yに対し、民法719条1項又は2項に基づき、11万余円（前記代金額に弁護士費用を加えた額）等の支払を求めたという事案を扱ったものである。原審は、AのXに対する不法行為があったことを認めるに足りない

と判断して、Xの請求を棄却したが、本判決は、まず、Aが、Xに対し、客観的にはその勧誘に係る差益を得ることが実現不可能であり、差損を被る危険性のある取引手法を安定的かつ確実な利益が得られる取引手法であるかのように宣伝して本件商材の購入を勧誘したことは、その勧誘内容を信じて本件商材を購入したXから購入代金名目で同代金相当額の金員を詐取しようとするものであったから、Aの不法行為が成立すると判断し、その上で、Aからの依頼を受け、本件サイトに本件情報商材を掲載し、その決済代行も受託していたYが、本件商材について、詐欺的な商品内容及び勧誘方法であることを十分認識しつつ、Aの客がこれを購入しようとすることを認容していたと推認し、Xの請求を基本的に認容した。詐欺的商法による不法行為を故意により幇助したとして、民法719条2項責任を肯定した一事例である。

次に、責任否定例として、⑧東京地判令6・6・27（LEX/DB25616042）が現れている。本件事案内容は、A会社が、協力者にクレジットカード決済によりAやその販売代理店から果物等の商品を購入してもらい、Aが協力者に対して購入代金額に利益を上乗せした額の金銭を支払うこと等を内容とするスキームや、協力者にクレジットカード決済により販売代理店から商品を購入した上でSNS上で宣伝をしてもらい、Aの関連会社が協力者に対して広告宣伝費等として購入代金と同額の金銭を支払うこと等を内容とするスキーム（なお、これらのスキームにおける取引は、商品取引の実体を欠く「空クレジット」取引であった）により、資金調達を行っていたところ、このスキームの下で勧誘を受けてクレジットカード決済により商品を購入したXらが、本件スキームは破綻必至であったものであり、Aの詐欺の不法行為により損害を被ったなどと主張した上、決済代行会社Y1の従業員Bが本件スキームの構築に関与したなどと主張して、共同不法行為責任または使用者責任に基づきY1に対し損害賠償を請求し、また、加盟店契約会社（アクワイアラー）であるY2・Y3が加盟店管理義務に違反したなどと主張して、Y2・Y3に対し損害賠償を請求したというものである。なお、Y1は、Y1の提供する決済サービスの利用者の加盟店契約に係る事務代行を行うため、アクワイアラーとの間で、包括代理方式（Y1が、加盟店希望者の代理人となり、加盟店契約の締結等を行う方式）の包括代表加盟契約を締結しており、加盟店契約は、アクワイアラーと販売業者との間で（本件では、Y2とA、Y3とAとの間で）締結されている。

本件と同様のスキームの下での紛争を以前に取り上げたことがある（第４期①判決、第４期個別判例研究[1]〔永井〕）が、そこでは、カード会員のカード発行会社に対する債務不存在確認請求等が問題となっていたのに対し、本件では、アクワイアラー・決済代行会社に対する損害賠償請求が問題となっている点に、先行裁判例の事案との違いがある。

本判決は、Aの役員・一部従業員に対する請求は認容したものの、Y1～Y3に対する請求は棄却した。

本判決がY1に対する請求を棄却したのは、要するに、Bが本件スキームの具体的仕組みや本件スキームの下で行われていた勧誘行為や取引の具体的な内容を認識していたとは認められず、また、BがXらに対する関係で販

売代理店に係る調査義務（初期調査義務及び随時調査義務）を負っていたものとは認められないから、Bに故意も過失（注意義務違反）もなく、結局、Y1の共同不法行為責任・使用者責任は成立しないという理由に基づく。

また、Y2・Y3については、アクワイアラーは、割販法35条の17の8第1項及び第3項の規定に基づく調査等により（なお、本件において割販法上のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に該当するのはY2・Y3である）、加盟店がカード利用者に損害を及ぼす可能性がある不正な行為を行っていることを把握した場合には、信義則上、加盟店契約上の権限を行使するなどして、カード利用者に損害が生ずることを防止すべき注意義務を負うことが仮にあるとしても、本件では、Xらは、空クレジット取引であることを認識し又は認識し得たにもかかわらず、自己の利益のためにあえて協力者として取引をしたものであるから、Y2・Y3が、信義則上、そのようなXらに対してまで、前記のような注意義務を負う理由はないなどと述べて、やはり、責任を否定した。なお、ここまで述べるのであれば、もはや不要な説示とも考えられるが、本判決は、周到にも、仮にY2・Y3が信義則上の注意義務を負うとしても、Y2・Y3は適時に加盟店調査を実施し、Aとの加盟店契約を解除したから、注意義務違反はない旨、念押ししている（→個別判例研究3）。

⑦⑧判決は、他人の不法行為の実行を容易にする行為（幇助行為）を行った者に共同不法行為責任を負わせる民法719条2項の規定が、詐欺的商法を行う者にクレジットカード決済環境を提供した事業者にどのように適用されるが、問題となった事例である（なお、⑧判決でのアクワイアラーY1については、幇助責任と709条責任が、Y2については、709条責任だけが問題とされている）。⑦判決と⑧判決とで結論が分かれたのは、⑦では故意が認められ、⑧では故意も過失もないとされたことによる。近時の裁判例において、詐欺的商法を行う上で必要となる事務所・資格者名義・販売商品等を提供した者の幇助責任が問われる事例（詳しくは、橋本佳幸「幇助による責任」潮見佳男先生追悼論文集（財産法）刊行員会編『財産法学の現在と未来』〔2024〕749頁、766頁以下参照）が現れている中で、それらの事例と比較して、決済代行会社やアクワイアラーの責任判断の仕方において特徴的な点は見出せるか等、理論面からも関心を惹かれる裁判例であると言えよう。

⑨東京地判令5・7・26（2023WLJPCA07268013）は、家庭用美容機器の販売会社Xが、Yの提供する通信販売システムサービス（利用者において、決済代行会社Aの提供するクレジットカード決済機能を有償で付加することが可能）を利用してインターネット上で商品を販売していたところ、販売した商品について、第三者によるクレジットカードの不正利用を理由にクレジットカード会社から売上を取り消され、また、Xの商品を購入しようとした消費者が、クレジットカードで決済できず、購入を断念するという事態が発生したと主張して、Yに対し、債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案に関する。本判決は、Yがクレジットカードの不正利用による被害を軽減するための情報をXに適時に提供する義務を怠った等のXの主張をすべて退け、Xの請求を棄却した。事例として紹介しておく。

Ⅲ．　個別クレジット

１　契約の営業性＋信義則に基づく支払拒絶等

⑴　ゴルフスイングの解析ソフト販売業者の欺瞞的商法に関係する諸判決

個別クレジットに関しては、前期において、原告（ゴルフレッスンプロ、ゴルフレッスン事業・ゴルフ用品店・ゴルフ練習場の経営等のゴルフに関連する事業を営む個人又は法人）が、スポーツ施設運営会社Aから、Aが無償で原告の広告用ホームページを作成し、当該ホームページにAやその関連会社のバナー広告を掲載し、広告料を原告にキャッシュバックするから、実質的負担はないなどと申し向けられて、ゴルフスイングの解析ソフトを購入し、その代金支払のためにクレジット会社と立替払契約を締結したものの、その後Aから原告への広告料の支払が滞り、原告とクレジット会社の間の紛争に発展したという事案に関する裁判例を複数取り上げたところである（第５期④⑤判決であり、いずれも原告敗訴。なお、つとに第２期第２期⑧判決、第２期個別判例研究[4]〔尾島〕も、同様の紛争でクレジット会社が原告となった事案を扱っていた）。今期においても、Aに関わる類似の内容の事案を扱う裁判例が、多数現れており（リース契約に関するものも含め、全部で７件）、その中には、クレジット会社の請求を減額して認容したものも見られる。そこで、まず、これら７件の裁判例から取り上げる（なお、連帯保証人関係の請求については省略する）。７件の判決の内容は、かなりの程度類似しているので、まず、⑩判決について紹介し、⑪～⑯判決については、⑩判決との対比において、特徴的な部分を中心にコメントすることにする。

⑩東京地判令４・10・７（2022WLJPCA10078006）の事案の主な内容は、ゴルフスクールやゴルフ用品店等のゴルフ関連事業を営むXらが、Aから、ホームページ作成の勧誘を受け、Aがホームページにバナー広告を載せてXらに広告料を支払い、ホームページ作成代金と相殺するので、作成は無料であるなどの説明を受け、Xらが、ホームページ作成に関心を示すと、さらにAから、ホームページ作成契約に当たり、クレジット会社Yとの間でゴルフスイングの解析ソフトの代金に係る立替払契約を併せて締結する必要があるが、Aが、立替払契約に基づく支払額と同額の広告料をXらに支払うから実質的負担はないなどと申し向けられて、ゴルフスイングの解析ソフトを購入し、Yと立替払契約を締結したという事案において、Xらが、（ア）立替払契約の不成立、（イ）立替払契約の心裡留保等又は錯誤による無効、（ウ）割販法に基づく立替払契約の解除ないし取消し、あるいは支払停止の抗弁、（エ）Aの不当勧誘行為に対する予防義務違反を理由とするYへの支払拒絶、（オ）信義則による支払拒絶、（カ）過失相殺規定の類推適用による債務減額などを主張して、Yに対し、不当利得に基づき、既払金の一部の返還を請求するとともに、Aの不当勧誘行為に対する予防義務違反ないし加盟店監視義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償として、上記分既払金（の一部）相当額の支払を請求し（本訴）、Yが、Xらに対し、立替払契約に基づき、未払残金の支払を請求した（反訴）というものである。

本判決は、本件立替払契約が、割販法35条の3の60第2項1号所定の営業性取引に該当し、

割販法第3章の適用が排除されるとしたほか、その余のXの主張をことごとく退けて、Xの本訴請求を棄却し、Yの反訴請求を認容した。

このうち、契約の営業性についての判示内容は、割販法35条の3の60第2項1号にいう「営業のために若しくは営業として」とは、営利目的をもって、かつ、事業のために又は事業の一環として行われることを意味するところ、本件において、ゴルフスイング解析ソフトはXらの事業に関連する商品であり、Xらは、使用目的欄に「練習ソフトとして」と、使用場所欄には、「ゴルフ工房」「（ゴルフ）スクール」「（ゴルフ）ショップ」「（ゴルフ）練習場」等と記載された立替払契約申込書の控えを受領し、Yからの電話確認に対してこれらの申込内容に間違いない旨を回答しているのであるから、営利の目的をもって、かつ、自らが営むゴルフ関連事業のために、本件ソフトを購入したと認められるというものである。この判示内容のうち「契約の営業性＝営利目的をもって、かつ、事業のために又は事業の一環として行われること」という定式は、近時のA社関連事案の裁判例において一様に採用されている（第2期⑧判決、第5期④⑤判決、今期⑩～⑭判決）ものであり、「会社の行為は商行為と、ひいては営業のために行われるものと推定される」式の商行為概念に依拠する判断方法（第2期個別判例研究④〔尾島〕本誌10号35頁の包括的分析及び裁判例リストを参照）は、用いられていないことを指摘できる（⑬判決に関するコメント・金判1689号14頁以下）。

Xらは、事業内容、商品の使用目的、使用状況、商品の設置場所等といった取引の実態的側面、取引への習熟度及び勧誘態様の悪質さも考慮して、契約の営業性の有無を判断すべきであるとし、Xらのほとんどは、当初から本件ソフトを使用する目的がなく、実際にも営業で使用していないなどと主張したが、本判決は、営業性取引であるかによって、クレジット会社が遵守すべき行為規範が異なってくるのであるから、その判断は、購入者の隠れた内心の意図や契約締結後の実際の使用状況によって行うべきではなく、また、「営業のために若しくは営業として」との条文文言からして、加盟店の勧誘態様の悪質さや顧客の取引の習熟度を考慮して判断することが予定されているとは考え難いとして、Xらの主張を容れなかった。

また、前記（エ）の争点について、Xらは、Yは個別クレジットに内在する危険性を抽象的に認識しており、かつ、加盟店を利用することによって利益を上げているのであるから、信義則上、不当勧誘行為予防義務を負い、この義務に違反して顧客に損害が生じた場合には、加盟店の不当勧誘行為に対する具体的認識可能性を問うまでもなく、顧客は支払を拒絶することができると主張したが、本判決は、個別クレジットがXらの主張するような構造を有しているというだけで、クレジット会社に不当勧誘行為予防義務を課すとしたら、法令等に基づく明確な規範がないままに、取引活動が過度に制約されるおそれもある等とし、また、Xらの主張するシステム構築論も、本件には妥当しないとして、採用しなかった。

本判決は、その上で、前記（オ）の争点、すなわち、Aによる不当勧誘の結果をYに帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情が認められるか（最判平2・2・20判時1354号76頁、最判平23・10・25民集65巻7号

3114頁参照）を詳細に検討し、本件において、そのような特段の事情は認められないと結論づけた。その理由は、Aの不当勧誘に関する顧客からの苦情や公的機関からの注意喚起が全くなかった本件において、YがAの不当勧誘を具体的に認識できた可能性があったとは認められず、YとAの関係や、Aの本件立替払契約締結手続への関与の内容・程度に照らしても、Aによる不当勧誘の結果をYに帰せしめるのを信義則上相当とするような特段の事情があるとはいえないというものである。

最後に前記（カ）の争点に関しては、契約上の履行請求に民法418条が類推適用できるかはさておき、Yに斟酌すべき過失があるとは認められないと述べて、Xらの主張を排斥した。

⑪東京地判令4・12・8（2022WLJPCA10078006）、⑫東京地判令5・3・8（2023WLJPCA03088007）、⑬東京高判令5・9・28（金判1689号8頁）も、⑩判決と基本的には同様の判断をして、クレジット会社（ないしリース会社）を勝訴させた判決である。

⑪判決の事案内容は、前述した通り、⑩判決と、細部は除き、同様であるが、当該事案において、クレジット会社は、平成29年3月10日、顧客から、A社との間で、立替払契約に基づく立替払金と同額の広告料を毎月振り込むとの約束になっていたが、A社から、3月からは振込みができないという連絡があったという苦情を受け、同日頃、Aを通じた立替払契約の申込みの受付けを停止している。

⑫判決は、個別クレジットと並んで一部の購入者との間ではゴルフスイング解析ソフトのリース契約も問題になっている事案であるところ、基本的には、リースについても個別クレジットと横並びの判断がされた。なお、リース契約に関しては、訪問販売による購入であるとして、特商法9条1項によるクーリングオフ、特商法9条の3による不実告知取消しが主張されたが、特商法26条1項1号所定の営業性契約に当たるとして、適用が排除された。この事案では、平成29年3月7日に、顧客からクレジット会社に対し、Aからの広告料の支払がなくなったためにクレジット会社への支払ができない旨の問合せがあり、クレジット会社は、同日にAを訪問するなどの調査を行い、同月10日入金予定分の支払停止・受入停止などの措置をとったとの事実が認定されている。

⑬判決は、一連のA社絡みのクレジット紛争事例に関して、高裁レベルでの初めての判決である。原審は、第5期に④判決として取り上げた東京地判令4・7・13（2022WLJPCA07138002）であり、基本的には、原審判決を一部補正の上、維持したものである（→個別判例研究[4]）。

これに対し、以上とは若干異なる判断を含むものとして、⑭東京地判令4・9・30（LEX/DB25594335）がある。これは、⑩～⑬判決と同様、被告である購入者の主張を排斥して、クレジット会社の請求を認容する一方、一部の被告（平成28年12月以降にクレジット契約の申込みをした者）に対する請求についてだけは、クレジット会社が、平成28年12月の加盟店継続審査を適切に実施していればAの欺瞞的商法の存在が判明し、直ちに加盟店取引を停止することができたと述べて、信義則により3割減額して請求を認容した点に特色がある。この後者の判断を導くに当たり、本判決は、リース事業協会の提携リースに関する公表情報や日本クレジット協会の個別信用購入あっせんに係る自主規制規則

（以下、「個別クレジット自主規制規則」という）、同業他社の対応状況等に言及し、それらを補強材料として用いている。これは、たとえば、リース事業協会の注意喚起の内容は一般的なものであって、Aの不当勧誘に関するクレジット会社の具体的認識可能性を導くものではないとしたり（⑩判決）、リース契約に関するものであって、クレジットに関するものではないから、Aの不当な勧誘行為の結果をクレジット会社に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情を根拠づけるものとはいえないとしたり（⑪判決）、個別クレジット自主規制規則は、営業性契約には適用されないとしている（⑬判決）のとは、明らかに異なるスタンスに立つものであると評し得る（→個別判例研究5）。

⑭判決に見られるスタンスを一層推し進めているのが、⑮東京地判令5・6・12（2023WLJPCA06128012）と⑯東京地判令5・6・12（2023WLJPCA06126008）の二判決である。いずれも、Xらが、リース会社Yとの間で、A社販売のゴルフスイング解析ソフトを対象とするリース契約を締結した事案に関する判決であり、Xらが、Yに対し、債務不存在確認、指導監督等義務違反の不法行為等による損害賠償等を求めた（本訴）のを退けた一方、YのXらに対するリース料残額請求（反訴）につき、Yが十分な対応策を講じなかったためAによる不当勧誘が見逃されたこと等からすれば、信義則及び民法418条の趣旨によりYはリース料残額の7割しか請求できないとしたものである。

⑮⑯判決は、判決理由の中で、リース契約に関する社会動向等として、経済産業省による電話機等リース訪問販売に対する対応、リース事業協会による小口リース取引に関する相次ぐリリースペーパーの公表や自主規制規則の制定、国民生活センターへの相談状況、新聞等の報道、日本弁護士連合会の「提携リース取引を規制する法律の制定を求める意見書」の公表に触れ、遅くとも本件各リース契約のうち最初の契約が締結された平成24年の時点で、Yにおいては、提携リース取引を行うに当たり、少なくともリース事業協会によって公表された対応策等を確実に実施することが社会的に期待されていたと述べた上で、Yが、Aの取り扱う商品のリース契約において、リース事業協会が小口リース取引に関して定める対応策を実施していなかったことを繰り返し指摘している。そのため、平成24年から平成27年にかけて締結された本件各リース契約について、リース残額請求の3割減額が認められることになったものであり、この点は、平成28年12月以降の契約申込者にのみ減額を認めた⑭判決と異なるところである。また、このような⑮⑯判決のスタンスは、たとえば、経済産業省の通達はいわゆる行政指導に当たるものであり、直ちに私法上の義務を発生させるものではなく、また、経済産業省の通達による注意喚起、割販法の改正、裁判例の蓄積、新聞等による報道、加盟店情報交換制度などは、いずれも個別クレジットにおける抽象的危険に関係するものではあっても、Aの取引について不当勧誘行為の疑念を具体的に想起させるような内容ではなく、クレジット会社の具体的認識可能性を基礎づけるものではない旨を述べる⑩判決のスタンス（⑪～⑬判決のスタンスも概ね⑩判決と類似と目される）とは顕著な相違を示しているように見受けられる。

個別クレジットの仕組みを悪用する欺瞞的

商法が後を絶たず、以上において取り上げてきたA社の欺瞞的商法に関係する諸判決や以前に紹介したトライクレンタルオーナー商法に関係する諸判決（第3期⑦判決・⑧判決・⑩判決・⑪判決、第4期⑥判決）など、クレジット会社と購入者との間の紛争を扱う裁判例が多数現れている。そうした事例において、これまでの裁判例の結論は、概ねクレジット会社の全面的勝訴となっていた。そうした中、今期において現れた⑭⑮⑯判決は、クレジット会社等の請求を一部減額する「痛み分け的解決手法」を採用するものと言い得る。このような手法は、従来も、主流と言い得るか否かはさておき、見られなかったわけではない（個別クレジットの名義貸事案における立替金請求につき過失相殺的処理を施した先行裁判例として、福岡地判昭61・9・9判時1259号79頁、東京地判平2・10・25判時1389号75頁などがあり、青野博之「立替払契約における名義貸人に対する請求と過失相殺の類推適用」法時66巻3号108頁などにおいて、議論されてきたところである）が、今後とも、広がりを見せていくのか、注視されるところである。また、⑩～⑬判決と⑭～⑯判決との間に見られるスタンスの相違は、官庁の通達や事業者団体の自主規制規則や注意喚起情報等が私法上有すべき意義いかんという理論的な問題を提起しているように思われ、立ち入った検討の必要性を感じさせられる。

⑵　契約の営業性に関するその他の諸判決

個別クレジット契約の営業性に関しては、さらに2件の裁判例を挙げておく。

⑰東京地判令5・2・27（2023WLJPCA02278010）の事案では、クレジット会社Xが、加盟店AからメルセデスベンツCLSクラス1台を購入したYは、その購入代金の借入れにつき、Xとの間で保証委託契約を締結し、XはYの同借入れに係る残債務を代位弁済したと主張して、Yに対し、代位弁済額461万余円の支払を求めたのに対して、Yは、本件自動車の引渡しを受けていないとして、支払停止の抗弁を主張した。本判決は、本件売買契約は、Yがカーシェア事業に利用して継続的な収入を得る目的で結んだものであり、「営業のため」に締結されたものであると認め、割販法35条の3の19は適用除外されるとして、Xの請求を全部認容した。

⑱東京地判令5・4・28（2023WLJPCA04288011）は、Aから、同社のYに対する仏教寺院向けウェブ最適化パッケージの割賦販売契約に基づく代金債権を譲り受けたと主張するXが、Yに対し、未払代金93万余円の支払を求める事案に関する。Yによるクーリングオフ（割販法35条の3の10第1項1号）の可否、契約の営業性による適用除外（同法35条の3の60第2項1号）、Yの錯誤の有無、Yによる詐欺取消しの可否、本件割賦販売契約の公序良俗違反無効等が争点となったが、本判決は、契約の営業性による割販法適用除外を認め、Yのその余の主張もすべて退け、Xを勝訴させた。

２　契約の成否、表見代理

個別クレジットに関しては、契約の成立自体が争われる事案が、時折見られる（たとえば、第5期⑦判決）。今期も、契約の成否とともに表見代理の成否が争点となり、クレジット会社が敗訴した判決として、⑲東京地判令6・1・25（2024WLJPCA01258007）が出ている。これは、クレジット会社Xが、自動車代金についてYとの間で立替払契約を締結したと主張し（主位的主張）、又は、仮に当

該立替払契約がY以外の第三者により締結されたとしても、Yが当該第三者に印鑑登録証明書を交付したことなどによって表見代理（民法109条3項又は110条）が成立すると主張して（予備的主張）、Yに対し未払の立替金等の支払を求め、立替払契約又は所有権に基づき自動車の引渡しを求めたのに対して、Yが、立替払契約はYの当時の夫AがYの名義を冒用して締結したものであるなどと争った事案に関するものである（原審が欠席判決によりXの請求を認容したのに対して、Yが控訴したのを受けて下された控訴審判決が、⑲判決である）。

本判決は、まず、Yの氏名を名乗る女性が、販売店Bを訪れ、自動車の売買契約及び立替払契約の申込み手続を行ったが、その際に、Bの従業員が当該女性から提供された情報のうち、生年月日、住所、運転免許証番号はYのものであった（なお、Bの従業員は、Yの運転免許証の原本は確認しておらず、他に写真付きの公的証明書を用いた本人確認をしたとはうかがわれない）が、携帯電話番号や勤務先はYのものではなく、Xの担当者は、同日、本件立替払契約の本人確認のため、前記の電話番号に架電し、電話に出た女性に対して、生年月日を確認した上で、立替払契約締結の手続を行ったと認定した上で、Bを訪れ、本件売買契約及び本件立替払契約の申込み手続を行ったのは、Yではなく、Aと意を通じてYの氏名を冒用した別の女性であったと推認されると述べ、Xの主位的請求を退けた。

次に、表見代理に基づく請求に関しては、本件印鑑登録証明書に表示された印影は、YがAと婚姻関係にあった頃、印鑑登録手続をした実印によって顕出された印影であり、Yと同居するAがYの実印を見つけたり、印鑑登録カードを用いて印鑑登録証明書を入手することは容易であったとした上で、Yが第三者に対し本件自動車の名義変更のために印鑑登録証明書を交付したとは認められず、本件売買契約及び本件立替払契約に先立つ代理権授与の表示があったとはいえないなどと判示して、Xの予備的請求も棄却した。

３　クーリングオフ＋既払金返還請求

既払金返還請求に関しては、クーリングオフ解除を認め、クレジット会社に対する同請求を認容した⑳名古屋地半田支判令４・３・29（2022WLJPCA03296017）とその控訴審判決である㉑名古屋高判令４・10・５（2022WLJPCA10056004）が出ている。⑳判決は、訪問販売でファックスによる学習指導付きという内容でAから学習教材を購入したXが、Aからの学習指導が途中から行われなくなり、Aとの連絡も取れなくなったため、購入代金について立替払したクレジット会社Yに対して、個別クレジット契約について、（ア）訪問取引に関するクーリングオフ（割販法35条の３の10第１項４号）、（イ）特定継続的役務提供等契約に関するクーリングオフ（割販法35条の３の11第１項２号）、（ウ）過量販売による解除（割販法35条の３の12第１項）がなされたとして、既払金の返還を求めた（本訴）事案につき、（ウ）に基づく請求を否定したものの、クーリングオフによる解除を認め、請求を認容したものである。他方、クレジット契約締結に際してのXの電話調査における言動が不法行為に当たることを理由とするYからの損害賠償請求（反訴）については、請求を棄却した。Yが、これを不服として控訴したところ、㉑判決は、理由を一部補

正した上で、原審判決を是認する判断を下した（→個別判例研究6）。

⑳㉑判決において、主要な争点となったのは、Xのクーリングオフ解除を理由とする既払金返還請求が信義則に反するかであった。すなわち、本件では、各法定書面にファックスによる学習指導の記載が欠けていて、法定書面の記載不備によりクーリングオフ行使期間が経過していないとされた上で、Yの電話調査の際に、契約書面に記載された以外に何か付加されている商品やサービスがないかという質問に対して、Xが「ない」と回答し、ファックスによる学習指導が付加された契約であることを秘したことが、信義則違反を基礎づけるかが、問題となった。この点について、⑳㉑判決は、消費者がクレジット会社による調査において、自身の回答した内容がクレジット契約等に与える影響を認識していて、もっぱら自己の利益を得る又はクレジット会社に損害を与える目的で事実を秘していたり、虚偽の事実を述べたと評価できる場合には、既払金の返還を求めることが信義則違反になるという基準を立てた上で、本件では、Yの担当者が、何か付加されている商品やサービスがないかという抽象的な質問をしただけで、ファックスによる学習指導の有無を具体的に確認しておらず、Xが学習指導という役務提供が記載されないことのクレジット契約に与える影響を認識していたとはいえず、また、もっぱら自己の利益を得る又はYに損害を与える目的でクレジット契約を締結したと評価することもできないから、信義則違反になるとはいえないとした。

本件は、前述の通り、消費者がファックスによる学習指導が付加された契約であることを秘しただけでは、クーリングオフによる既払金請求を信義則違反とするのは足りないとしたが、学習教材のモニター商法において、クレジット会社からの電話確認に対して、消費者が契約書面記載事項以外の約束はない旨の回答をしたこと等をとらえて、クーリングオフの主張を信義則違反とした裁判例も現れており（後藤巻則「判批」現代消費者法64号75頁で論評されている東京高判令6・3・27〔令和3年（ネ）第5191号〕未公表）、この種の事案の取扱いに関する裁判例の態度も分かれている印象がある。今後の裁判例の展開が注目される。

Ⅳ．デビットカード

デビットカードが関係する珍しい紛争を扱う裁判例として㉒東京地判令6・6・28（金判1707号28頁）が現れた。これは、Y銀行に預金口座を有するX会社が、Yの発行するビジネスデビットカード（本件カード）の発行交付を受け、これを用いて5億7700万円の取引を行ったが、Yから取引停止措置を講じられるとともに、Yとのキャッシュバック契約に基づく支払を拒まれたとして、預金残高約110万円の支払を求めるとともに、同キャッシュバック契約に基づき、本件カード利用額1％相当額577万円の支払を求めた事案を扱うものである。本判決は、Xが主張する取引の内容は、Yにおいて、マネーロンダリング等の疑いを抱いたとしてもやむを得ない事情があるので、取引停止措置をとったことは相当といえるが、現時点においては、同疑いがあるとまでは認め難く、同措置を解消すべき合理的理由があるとし、さらに、ギフトカードの

利用規約上転売が禁止されていたとしても、デビットカードの加盟店は転売取引を黙認していたといえるから、Yと加盟店との信頼関係を破壊するような事情があるとはいえず、Yが主張する善管注意義務違反があるとはいえないなどとして、Xの請求を全部認容した。

これに対して、Yが控訴したが、㉓東京高判令6・12・12（2024WLJPCA12126001）は、理由づけを付加し、また、遅延損害金の計算に関し変更を加えたほかは、原審を維持する判断を下した（→個別判例研究[7]）。

Ⅴ．ギフト券

ギフト券に関しては、次の2件の裁判例を紹介しておく。

㉔東京地判令4・9・13（2022WLJPCA09138012）は、Y会社（アマゾンジャパン合同会社）が本件サイトを出品者に提供することで行っているマーケットプレイス事業に関し、Yとの間で本件契約を締結したX会社が、本件サイトで販売した商品につき約定の売上金が支払われないとして、Yに対し、本件契約に基づく売上金の支払を求めた事案を扱うものである。本判決は、本件契約に適用される規約には、サービス利用者のアカウントが偽装、詐欺、又は違法行為に利用されているとYが判断した場合、Yは、独自の裁量により、サービス利用者への送金又は支払を永続的に留保できるとする旨の規定があるところ、同規定は、違法行為等により生じた売上金につき不正な資金の移転を阻止するという目的を達成するために必要不可欠な手段として送金等の留保の措置を定めたものであって、公序良俗に反し無効とはいえず、また、民法548条の2第2項の不当条項等にも該当しないとした上で、Xが本件サイトで行った本件取引は、ギフト券を現金化する目的でされた疑いがあり、Xの代表者が自ら購入者アカウントを利用して行った架空取引であることが強く推認されるから、Yは、本件規定に基づき、Xに対する売上金の支払を拒絶できるなどとして、Xの請求を棄却した。

㉕東京地判令5・8・15（2023WLJPCA08158002）の事案では、Y（Amazon Gift Cards Japan合同会社）が発行するギフト券を購入したX会社が、Xのアカウントが閉鎖され、購入済みのギフト券が返金されなくなった旨主張し、Yに対し、不当利得に基づき、購入済みのギフト券相当額の支払を求めた。本判決は、ギフト券の取引の実態や実情、社会通念からして、ギフト券細則における商用目的での使用の禁止が、利用者の利益を一方的に害するとはいえず、さらに、Yが事前の通告なくギフト券細則を適用してアカウントを閉鎖したことが権利濫用になるともいえないとして、請求を棄却した。

いずれの判決も従来の裁判例の趨勢（第1期⑰判決、第1期個別判例研究[11]〔前田〕、第3期⑯⑰⑱判決、第3期個別判例研究[6]〔白石〕、第4期⑭⑮⑯判決）にしたがうものである。

Ⅵ．ポイント

商品やサービスを購入したときに、いわゆる「おまけ」として付与されるポイントをめぐっては、その利用条件等を一方的に変更する措置の有効性が問題となることがあり、訴訟に至る事例（一例として、クレジットカード会社の提供するポイントのマイル移行サービス手

数料の変更を認めた東京高判平29・2・22〔2017WLJPCA02226015〕とその原判決である東京地判平28・10・7〔2016WLJPCA10078011〕）も見られたところである。今期は、「おまけ」としてのポイントではなく、有償で販売される、かなり特異な内容のポイント商品について変更措置の効力が争われた㉖東京地判令5・9・4（判時2611号42頁）が現れている。

これは、化粧品販売会社Yから、Xらがポイント商品（ポイント商品の購入月の翌々月から10か月間又は12か月間にわたって毎月購入額の3～5％のポイントが付与され、さらに、最終月には購入額と同額のポイントが付与されるもの）を購入したところ、その後、Yが換金停止措置をとったため、Xらが、ポイント付与合意に基づく換金等を請求したという事案に関するものである。Yは、XらとYとの契約の内容になっている改定規約に基づいてとった措置であると主張したが、㉖判決は、本件改定規約を記載した書面の日付がXらとの契約締結の後のものであることから、Xらが本件改定規約の内容について説明を受け、これを了承した上で契約を締結した事実の立証がないとして、Yの主張を退けた。本判決は、さらに、本件改定規約の効力がXらに及ぶと仮定した場合についての説示として、本件改定規約が想定しているのは、事情変更に応ずる契約書面等の軽微な修正や利益算出方法の小幅な変動等であり、ポイントそのものが商品となっている本件ポイントの換金を停止する措置は、商品の本質的な要素についての変更であって、軽微な修正や小幅な変動の範囲に収まるものではない旨を述べ、本件改定規約に基づく改定の効力を否定し、Xらの請求を一部認容した（→個別判例研究[8]）。

以上のような㉖判決は、契約の一方的変更条項に基づく特約の成立、及び、解釈による同条項の射程の合理的制限に関する事例判決と位置づけることができる。なお、定型約款の変更に関する民法548条の4の規定に基づく主張は、当事者から行われておらず、本判決では、同規定の適用は問題となっていない。

Ⅶ.　信用情報

最後に信用情報の抹消登録手続請求に関する㉗東京地判令6・10・18（LEX/DB25618682）を取り上げる。これは、債務が消滅時効の援用により時効起算日に遡って消滅したにも関わらず、延滞があったことを示す「異動」情報が信用情報機関に登録されたままになっているのは、人格権（情報コントロール権）の侵害に当たるなどと主張して、クレジット会社Yの客Xが、Yに対し、信用情報の抹消登録手続と慰謝料の支払を請求したという事案に関する判決である。本判決は、時効の遡及効はあくまで法技術によるものであって、延滞していたことが事実として存在することに変わりはないから、時効援用があった場合に延滞の事実が信用情報から削除されなかったことをもって、誤った情報が登録されていると評価することは相当でなく、また、そもそも信用情報の登録制度は、債務者による債務の履行状況を正確に登録することにより、顧客の返済能力を正確に把握して適切な与信を行わせることを目的とするものであることに照らすと、債務消滅後にも債務不履行等の事実を一定期間登録しておくことには合理性が認められるなどと述べ、Xの請求を棄却した（→個別判例研究[9]）。